

令和4年3月25日
防衛省

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく自衛隊員の再就職
状況の報告（令和3年10月1日～同年12月31日分）

自衛隊員の再就職状況については、管理職隊員（特別の機関、地方支分部局等を含む本省課長・企画官相当職以上※）が、離職後2年以内に再就職した場合等において、その再就職情報（氏名、離職時の官職又は階級、再就職先の名称・地位、防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無等）について、防衛大臣に届出を行うこととされています。

本日、令和3年10月1日から同年12月31日までの間に防衛省において受理した再就職情報について、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第5項の規定に基づき、防衛大臣から内閣に報告を行いましたので、別紙1及び別紙2により公表します。

- ※ 自衛官：1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上（ただし、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者以外の者を除く。）
- 事務官等：行政職（一）7級以上の者又はこれに相当する者（ただし、行政職（一）7級及びこれに相当する者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者以外の者を除く。）

【連絡先】

防衛省人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室
電話：03-3260-0812（直通）

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告の概要

(令和3年10月1日～同年12月31日分)

[届出区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出 (在職中の届出)	自衛隊法第65条の11第3項の規定に基づく届出 (離職後の事前届出)	自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出 (離職後の事後届出)	合計
防衛省	20	-	13	33

[再就職先区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	再就職先区分												合計
	国又は地方公共団体の機関	独立行政法人	国立大学法人	特殊法人	認可法人	公益社団法人又は公益財団法人	一般社団法人又は一般財団法人	学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人	その他の非営利法人	営利法人	自営業	その他	
防衛省	2	-	-	-	-	1	1	-	3	25	1	-	33

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告
(令和3年10月1日～同年12月31日分)

別紙2

【1. 自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職開始日 (注1)	再就職の約束をした日	約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 (注3)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無 (注4、5)	
						官職又は階級	在職期間									職務内容
							自	至								
1	鈴木 正大	56	陸上自衛隊武器学校副校長兼陸上自衛隊武器学校企画室長	R3.6.4	R3.11.19	陸上自衛隊武器学校副校長兼陸上自衛隊武器学校企画室長	R3.6.4	R3.12.1	校務運営に係る学校長の補佐及び不在時の代行	R3.12.1	R3.12.1	ダイキン工業株式会社	空調事業、化学事業、油機事業、特機事業等	副参事(嘱託)	無	有
2	奥田 将樹	56	陸上自衛隊関西補給処桂支処長	R3.8.27	R3.10.18	陸上自衛隊関西補給処桂支処長	R3.8.27	R3.12.1	補給整備業務の指導・監督、駐屯地業務隊業務の指導・監督	R3.12.1	R3.12.2	株式会社小松製作所	建設・鉱山機械、ユーティリティ、林業機械、産業機械などの事業	参与(嘱託)	無	有
3	田川 信好	56	防衛大学校教授	R3.6.23	R3.10.7	防衛大学校教授	R3.6.23	R3.12.1	教育訓練及び当該研究、防衛学教育学群においてサイバー戦論、防衛学特論等を担当	R3.12.1	R3.12.2	KDDI株式会社	電気通信業	官公庁営業部顧問	無	有
4	前川 耕治	56	防衛研究所政策研究部軍事戦略研究室主任研究官	R3.7.13	R3.10.20	防衛研究所政策研究部軍事戦略研究室主任研究官	R3.7.13	R3.12.1	米軍、NATOの統合戦略、防空構想、地域コミュニティとの連携などに関する調査研究	R3.12.1	R4.1.1	東京海上日動火災保険株式会社	損害サービスに関する事故相談並びに損害サービスの査定業務及びこれに関連する業務	損害サービス主任	無	有
5	朝倉 譲	56	航空自衛隊航空教育集团司令部監理監察官	R3.8.24	R3.10.8	航空自衛隊航空教育集团司令部監理監察官	R3.8.24	R3.12.10	隊務運営の評価分析、安全管理及び会計監査等に関する業務	R3.12.10	R3.12.11	富国生命保険相互会社	保険業	参与	無	有
6	田中 重伸	57	陸上自衛隊教育訓練研究本部長	R3.12.11	R3.12.11	陸上自衛隊教育訓練研究本部長	R3.12.11	R3.12.22	陸上自衛隊の教育、訓練評価、研究業務に関する管理統制	R3.12.22	R3.12.23	こなや旅館	旅館業	事業主	無	無
7	近藤 健司	57	自衛隊情報保全隊情報保全官	R3.8.30	R3.10.15	自衛隊情報保全隊情報保全官	R3.8.30	R4.1.15	自衛隊の保全に関する業務	R4.1.15	R4.1.16	公益財団法人防衛基盤整備協会	防衛基盤の強化発展に貢献するための各種事業	一般事務(常勤職員)	無	有
8	生村 徳朗	57	航空自衛隊南西航空警戒管制団副司令	R3.5.25	R3.6.22	航空自衛隊南西航空警戒管制団副司令	R3.5.25	R4.1.20	対領空侵犯措置任務完遂のための部隊運用、器材の維持整備に関する監督・指導に係る団司令の補佐	R4.1.20	R4.1.26	村上工業株式会社	土木工事、建築工事、産業廃棄物処理業	安全環境部部長	無	有
9	岩澤 努	57	海上自衛隊海上訓練指導隊群司令	R3.7.27	R3.11.29	海上自衛隊海上訓練指導隊群司令	R3.7.27	R4.1.27	隊務統括	R4.1.27	R4.2.1	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	電子通信事業等	第二ビジネスソリューション部第6グループ担当部長	無	有
10	萬 昌裕	57	航空自衛隊第4補給処木更津支処長兼木更津分屯基地司令	R3.7.21	R3.10.26	航空自衛隊第4補給処木更津支処長兼木更津分屯基地司令	R3.7.21	R4.1.28	航空機支援器材、車両及び用品等の保管業務並びに木更津分屯基地司令の隊務運営に関する指揮監督	R4.1.28	R4.2.1	東芝電波プロダクツ株式会社	電子機器システム製造、整備サービス事業	担当部長(嘱託)	無	有
11	浅沼 弘巳	57	海上自衛隊指揮通信開発隊司令	R3.6.21	R3.11.23	海上自衛隊指揮通信開発隊司令	R3.6.21	R4.2.2	隊務統括	R4.2.2	R4.3.1	株式会社SUBARU	自動車、航空機、宇宙関連機器等の製造、販売	航空機第一部長付	無	有
12	柴田 利明	57	航空自衛隊第4高射群司令	R3.9.22	R3.12.21	航空自衛隊第4高射群司令	R3.9.22	R4.2.6	地对空ミサイル器材の運用及び維持整備に関する監督・指導	R4.2.6	R4.2.14	日本電気株式会社	ITシステム、ネットワークシステムの提供等	参与(嘱託)	無	有
13	椋村 恭士	57	航空自衛隊北部航空方面隊司令部幕僚長	R3.6.25	R3.7.8	航空自衛隊北部航空方面隊司令部幕僚長	R3.6.25	R4.2.13	北部航空方面隊司令官の命を受け、部務並びに監理監察官、法務官及び医務官の職務を統括	R4.2.13	R4.2.14	株式会社ローヤルエンジニアリング	建築設備の施工・保守管理	担当部長	無	有
14	柳 信男	57	海上自衛隊佐世保教育隊司令	R3.9.24	R3.10.21	海上自衛隊佐世保教育隊司令	R3.9.24	R4.2.17	隊務統括	R4.2.17	R4.2.18	医療法人社団葵会	一般病院	事務長候補	無	有
15	有村 信也	60	自衛隊中央病院メンタルリハビリテーション科部長	R3.9.15	R3.11.21	自衛隊中央病院メンタルリハビリテーション科部長	R3.9.15	R4.2.25	診療	R4.2.25	R4.2.26	医療法人社団さくら会	診療等	世田谷中央病院医師	無	無
16	田貫 久志	57	航空自衛隊幹部学校業務部長	R3.9.3	R3.12.1	航空自衛隊幹部学校業務部長	R3.9.3	R4.2.25	幹部学校の機能維持のため、施設、通信、会計、輸送、厚生業務等に関する指揮監督	R4.2.25	R4.2.26	エプソン販売株式会社	情報機器卸売業	マーケティング職(嘱託)	無	有
17	佐々木 芳之	57	航空自衛隊第12飛行教育団副司令	R3.9.14	R3.12.15	航空自衛隊第12飛行教育団副司令	R3.9.14	R4.2.27	飛行教育部隊の運用、器材の維持整備に関する監督・指導に係る団司令の補佐	R4.2.27	R4.3.15	三菱重工株式会社	航空宇宙機器の製造・修理・販売	技術職(専門嘱託)	無	有
18	石津 吉康	56	自衛隊体育学校副校長	R3.7.20	R3.12.6	自衛隊体育学校副校長	R3.7.20	R4.3.14	体育学校校務運営の補佐	R4.3.14	R4.4.1	株式会社IHIAエアロスペース	宇宙機器、防衛機器等の設計、製造、販売及び航空部品の製造、販売等	部長付(常勤嘱託)	無	有

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職開始日 (注1)	再就職の約束をした日	約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 (注3)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注4、5)	
						官職又は階級	在職期間									職務内容
							自	至								
19	笠松 誠	56	陸上自衛隊航空学校副校長	R3. 10. 28	R3. 12. 1	陸上自衛隊航空学校副校長	R3. 10. 28	R4. 3. 14	学校長の補佐	R4. 3. 14	R4. 4. 1	アマゾンジャパン合同会社	Eコマース	オペレーション・マネージャー	無	有
20	福重 毅尚	56	自衛隊愛知地方協力本部長	R3. 8. 23	R3. 11. 9	自衛隊愛知地方協力本部長	R3. 8. 23	R4. 3. 14	自衛隊地方協力本部の組織等に関する訓令に定める事務の指揮監督	R4. 3. 14	R4. 3. 15	弘済企業株式会社	保険及び石油事業	総務部部長付	無	有

(注1) 約束前の求職開始日とは、再就職の約束をした日以前の隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合(自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第320号)の施行日(平成30年1月1日)前に約束前の求職開始日があった場合を含む。)には、「約束前の求職開始日」欄に「-」と記載し、「約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容を記載している。

(注2) 「再就職日」には、「再就職予定日」が含まれる。

(注3) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。

(注4) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注5) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第18条の5第1項及び第18条の6(同項に係る部分に限る。)の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

【2. 自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3、4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
1	杉本 孝幸	58	海上自衛隊横須賀地方總監	—	—	—	—	R2. 12. 22	R3. 11. 1	リコージャパン株式会社	複合機等の販売及び関連ソリューションの提供等	アドバイザー	無	無	
2	竹内 修	57	海上自衛隊海洋業務・対潜支援群司令	—	—	—	—	R3. 3. 26	R3. 10. 1	日本電気株式会社	民生用電気機械器具製造業	社会基盤ビジネスユニット参与	無	無	
3	湯浅 悟郎	61	陸上幕僚長	—	—	—	—	R3. 3. 26	R3. 10. 1	三菱重工業株式会社	航空機、宇宙機器及び飛翔体・兵器の製造、販売及び修理	防衛・宇宙セグメント顧問	無	無	
4	高桑 純夫	60	情報本部画像・地理部副部長	—	—	—	—	R3. 3. 31	R3. 12. 1	東芝インフラシステムズ株式会社	社会インフラ事業関連の製品・システムの開発・製造・販売・サービス	電波システム事業部電波システム技術部担当部長	無	無	
5	水田 敏也	60	防衛装備庁先進技術推進センター所長	—	—	—	—	R3. 3. 31	R3. 12. 1	東芝インフラシステムズ株式会社	社会インフラ事業関連の製品・システムの開発等	エキスパート扱(囑託)	無	無	
6	村越 信雄	60	情報本部電波部副部長	—	—	—	—	R3. 3. 31	R3. 12. 1	東芝インフラシステムズ株式会社(小向事業所)	社会インフラ事業関連の製品・システムの開発・製造・販売・サービス	電波システム事業部電波システム技術部担当部長	無	無	
7	熊谷 昌司	60	東北防衛局長	—	—	—	—	R3. 7. 1	R3. 12. 1	三井住友海上火災保険株式会社	損害保険業	顧問	無	無	
8	榎賀 政浩	59	近畿中部防衛局長	—	—	—	—	R3. 7. 1	R3. 10. 1	株式会社 九電工	建設工事の請負ならびに企画、測量、監理およびコンサルティング業務等	本社理事	無	無	
9	松田 尚久	58	北関東防衛局長	—	—	—	—	R3. 7. 1	R3. 10. 1	株式会社 銭高組	総合建設業	顧問	無	無	
10	遠藤 隆	59	大臣官房監査課長	—	—	—	—	R3. 8. 1	R3. 12. 1	東京海上日動火災保険株式会社	保険業務	特命社員	無	無	
11	関 正人	59	防衛装備庁長官官房監察監査・評価官	—	—	—	—	R3. 8. 1	R3. 11. 1	一般財団法人自衛隊援護協会	退職予定自衛官等に対する無料職業紹介事業	事務局援護課長	無	無	
12	原田 智総	56	陸上自衛隊東北方面總監	R3. 8. 3	陸上自衛隊東北方面總監	R3. 8. 3	R3. 10. 14	R3. 10. 14	R3. 10. 25	東京都庁	地方公務	危機管理監	無	無	
13	高原 敏訓	54	陸上自衛隊関西補給処装備計画部企画課長(陸上自衛隊第14旅団第50普通科連隊長)	R3. 8. 6	陸上自衛隊関西補給処装備計画部企画課長	R3. 8. 6	R3. 12. 1	R3. 12. 1	R3. 12. 3	京都市役所	地方公務	防災危機管理室担当課長	無	有	

(注1) 離職前の求職開始日とは、隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

- ①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日
- ②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日
- ③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合(自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第320号)の施行日(平成30年1月1日)前に離職前の求職開始日があった場合を含む。)には、「離職前の求職開始日」欄及び「離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、「—」と記載している。

(注2) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。

(注3) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注4) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法第18条の5第1項及び第18条の6(同項に係る部分に限る。)の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注5) 管理職隊員以外の隊員である間に再就職の約束をした者で、一度でも管理職隊員であったことがある者については、「自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出」として本表に掲載。

(参考)

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 (略)

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。